

実現化方策 改定の考え方

現行計画	改定案
1.まちづくりの実現に向けた基本的な方針 (1)市民協働のまちづくりの推進 (2)行政における連携のとれた創意工夫のある事業展開 1) 施策・事業に対する関係各課との連携 2) 国・府等の関係機関との連携の強化 3) 関係法令を活かした都市づくり ※周辺市町と連携した都市づくりへ (3)まちづくり財源の確保 2.協働のまちづくりの推進 (1)まちづくりとまち育ての推進 (2)協働のまちづくりの仕組みづくり ※人口減少・高齢化、SDGs、高度情報等に対応した社会の実現に向けた取組 3.都市づくり方針の推進プログラム ※改定案のロードマップを更新 4.都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な見直し ※計画を前提とした「PDCA サイクル」と、状況の変化に対応する「OODA サイクル」を組み合わせた進行管理へ	1.まちづくりの実現に向けた基本的な方針 (1)<u>「新たな公共」の創造と協働・連携のまちづくりへ</u> 1) 都市計画に関する情報の提供 2) 市民参画・意見の反映 3) 都市計画提案制度の活用 4) 公民連携の推進 5) 広域連携の推進 2.持続可能なまちづくりの推進 (1)<u>コンパクト・プラス・ネットワークの形成の取組</u> 1) 立地適正化計画制度の導入を視野に入れた都市づくりの推進 2) 小さな拠点づくりの推進 3) 地域公共交通計画の策定と連携 4) 防災の取組 (2)<u>持続可能な都市づくりの推進</u> 1) SDGs を目標とした都市づくり 2) DX を活用した都市づくり 3) 市街化調整区域の特性を活かした都市づくり 4) 稼げる都市づくりの推進 3.都市づくり方針の推進プログラム 4.都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な見直し

実現化方策(改定案)

全体構想並びに地域別構想で示した都市や地域づくりの方針について、その実現化方策を明らかにするものです。

なお、ここでは、市全体のまちづくりを「都市づくり」、地域のまちづくりを「地域づくり」とし、都市と地域づくりを総称して「まちづくり」としています。

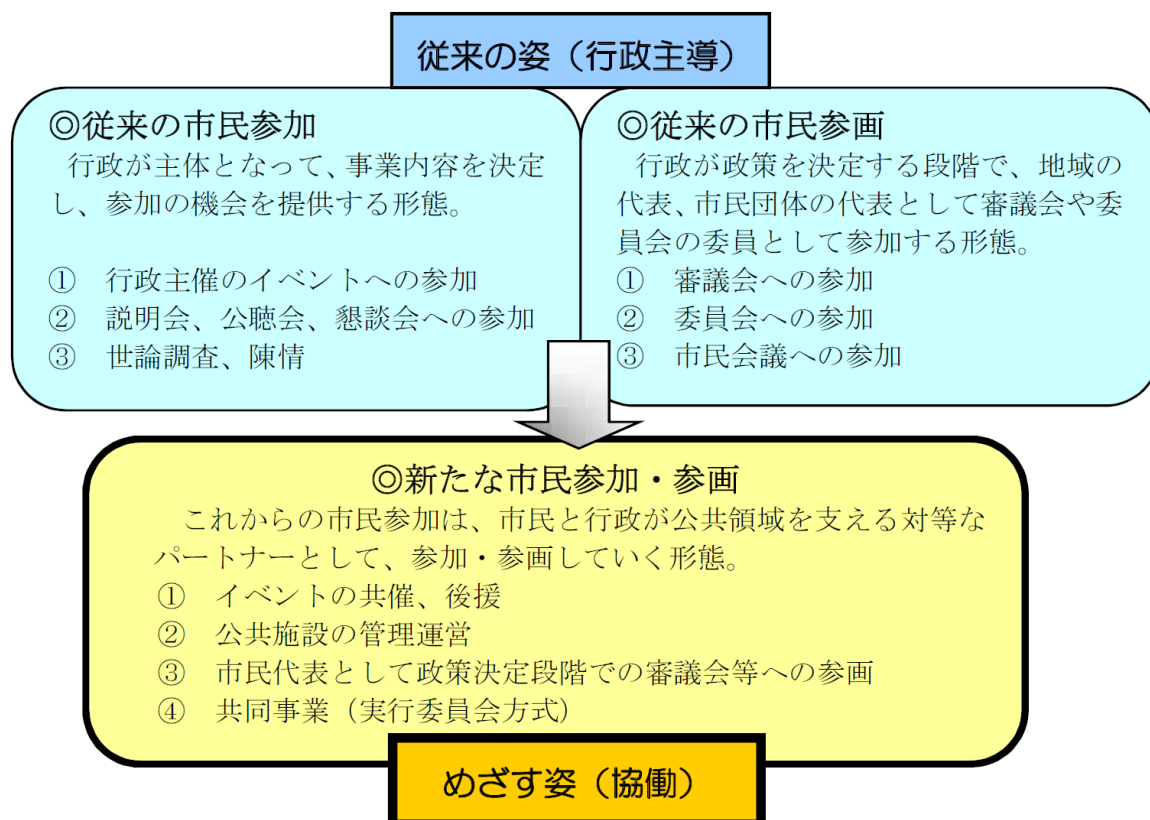
1.まちづくりの実現に向けた基本的な方針

本市では、多様で豊かなまちづくりの実現に向けて、市民や地域社会を構成する様々な主体と行政との「協働」により、都市や地域の課題の解決に取り組んでいます。

近年では、日常的課題の解決や地域の課題に自主的・主体的に取り組もうとする市民の活動を促進することにより、従来行政が担ってきた「公共」について、市民を「新たな公共」の担い手と考える「新たな市民参加」の考え方が取り上げられるようになってきています。

今後のまちづくりにおいては、市民の参加・参画・協働といった段階を通して、市民が主体的に行動を起こし、解決することなど、市民自治の本旨である自己決定・自己責任の原則をまちづくりのあらゆるケースに取り入れていくことが必要です。

これまで行政が参加の機会を用意し、そこに市民が参加するといった市民参加の形態を、市民自らが公共課題・地域課題に対し、自主的・主体的に取り組む参加システムにより、まちづくりを推進していきます。



資料：泉南市市民協働推進指針

(1)「新たな公共」の創造と協働・連携のまちづくりへ

1)都市計画に関する情報の提供

市民の自主的・主体的なまちづくりを進めていくためには、市民など自らが住む地域の情報や都市計画制度等の情報を知る必要があります。また、泉南市自治基本条例では、「市民及び市は、各々が保有する情報が共有財産であることを認識し、互いに共有し、まちづくりに活用すること(情報共有の原則)」と規定されており、地域や都市計画の情報提供と効果的な周知に努めます。



資料：泉南市協働推進指針

2)市民参画・意見の反映

自分たちのまちを共に育てていくという気持ちを醸成し、まちづくりに取組むため、計画段階からアンケートやワークショップ等を実施し、市民をはじめ、ボランティア・NPO法人等の市民公益活動団体に加え、区・自治会の地域コミュニティ等からの意見聴取に努めます。

3)都市計画提案制度の活用

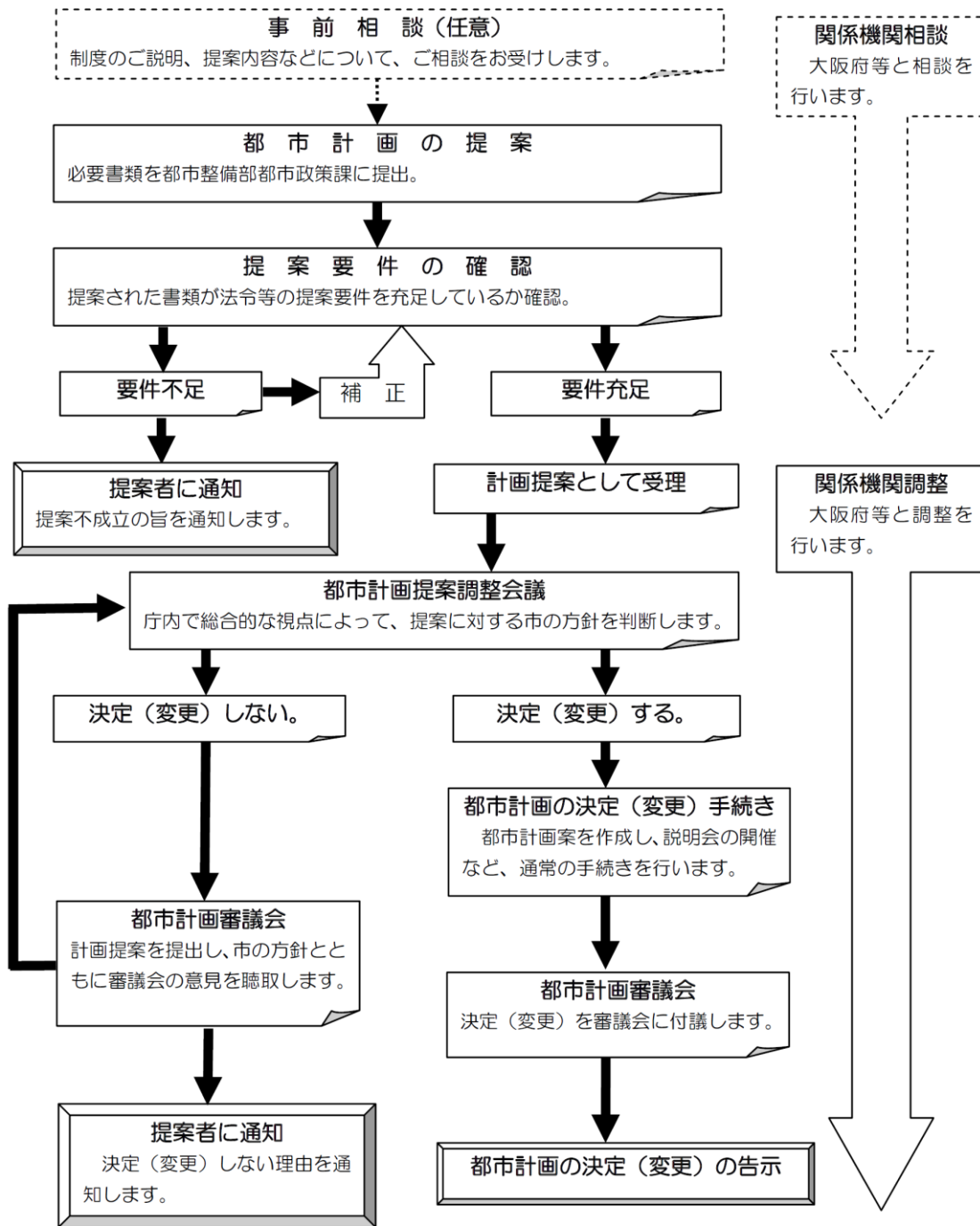
本市では、地域住民等の都市計画に対する能動的な参加を促進するため、令和 4(2022)年 4 月に都市計画提案制度に係る「泉南市都市計画提案要綱」を定めています。

例えば、用途地域や地区計画の決定・変更に関し、地域の主体的なまちづくりを進める一つの有効な手段となります。

この制度は、土地所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした上で、一定の条件を満たした上で、必要とする都市計画の決定や変更について、大阪府や泉南市に提案できるというもので、庁内の都市計画提案調整会議において、変更・決定の検討が行われます。

このような地域主体のまちづくり活動に対しては、活動団体へのアドバイザー派遣等を定めている。「大阪府まちづくりアドバイザー制度」等の活用を推進していきます。

泉南市都市計画提案制度の流れ



資料：泉南市都市計画提案制度の流れ

4) 公民連携の推進

人口減少・少子高齢化などが進み税収が減る一方で、社会保障費に対する負担が増えるなど、十分な財源確保が難しくなる中、より効率的な公共投資と行政サービスが求められています。このことから、近年、民間が主体となったまちづくり活動が全国的に増えてきています。そのため、本市では民間投資を重要な手段と位置づけ、「泉南市公民連携推進によるまちづくり基本方針」に基づき、行政と企業、NPO 法人、大学等が協働・共創し、お互いの強みを提供し合うことで、Win-Win の関係を構築し、市民サービスの提供も行う公民連携のまちづくりを推進します。これにより、市民や社会全体、さらには未来に対してもメリットがある「四方良し」を実現し、持続的な都市の活性化を図ります。

また、官民のパブリック空間などの既存ストックを活用し、民間活力の導入によるウォーカブル(居心地が良く歩きたくなる)なまちなかづくりや、都市施設等の持続可能な維持管理などにより、新たな賑わいや産業の創出、良好な環境や地域の価値の維持・向上を図るため、市民や事業者等が主体的に取り組むエリアマネジメントの取組を促進します。

5) 広域連携の推進

社会経済情勢及び多様化するライフスタイルの変化を踏まえ、都市機能や居住の集約化などによる社会資本等の維持管理費用の縮減や効率的な整備・更新が必要となっています。

このため、拠点的な文化施設や病院などの利用について、周辺自治体との都市機能の分担・連携、都市施設や観光等の広域化に取り組めます。

2.持続可能なまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化及びこれに伴う都市の課題をはじめ、様々な地域の課題において、その主たる要因である持続可能なまちづくりを推進します。

(1)コンパクト・プラス・ネットワークの形成の取組

1)立地適正化計画制度の導入を視野に入れた都市づくりの推進

人口減少・高齢化の加速が見込まれる中、生活サービスや人口の集積状況、周辺環境等の地域特性を活かしながら、医療、福祉、商業等の都市機能や居住の集約を図っていくため、計画的な土地利用の規制・誘導が求められています。

平成 26(2014)年 8 月には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」において、医療、福祉、商業等の生活サービス施設及び住宅の立地の適正化を図るための計画である、立地適正化計画制度が創設されました。

このため、本市においては立地適正化計画制度の導入を検討し、コンパクトな市街地が連携した都市づくりを進め、生活に必要な都市機能を集約させ、その周辺を含め、地域の個性を活かした各拠点の形成を図るとともに、拠点と連携した公共交通ネットワークの維持・向上に取り組めます。

また、郊外部における住宅地などにおいては、コンパクトな都市づくりを進めていく観点から、人口の維持とあわせて、新たな開発に対し適切な規制・誘導を図ります。

2)小さな拠点づくりの推進

市街化調整区域においては、人口減少・高齢化が特に顕著であるため、居住者等の生活利便性を確保していくことが課題となっています。

このような地域においては、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくため、関係団体等と協力しながら、各種生活サービスや地域活動をつなぎ、各集落との交通手段が確保された「小さな拠点」づくりに取り組めます。

3)地域公共交通計画の策定と連携

コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを目指すためには、拠点間や拠点と居住地域をネットワークで結び、移動の利便性を維持させるなど、公共交通の利便性・効率性を確保し、持続可能な移動環境を形成する必要があります。

令和 2(2020)年 11 月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法」が施行され、地域交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されました。

このため、本市においても、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けたまちづくりと連携しつつ、都市全体を見渡した公共交通ネットワークの方向性を検討するため、「地域公共交通計画」の策定を推進します。

4)防災の取組

近年、各地において、気候変動の影響等により、水害や土砂災害等が激甚化・頻発化しています。本市では、令和4(2022)年3月に、本市の強靱化に関する指針となる「泉南市強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法)」を策定しており、引き続き、防災・減災対策等の取組みを推進します。

また、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針である「防災指針」の作成を立地適正化計画とあわせて検討します。

(2)持続可能な都市づくりの推進

1)SDGsを目標とした都市づくり

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成されています。

国は、この目標やターゲットに示される多様な項目の追求が、我が国における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

このSDGsの取組の視点を都市計画マスタープランに取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで国際社会共通の目標達成への貢献を図ります。

2)DXを活用した都市づくり

DX(デジタルフォーメーション)、デジタル技術により社会経済の変革を目指すものです。都市づくりの分野では、浸水シミュレーションや人流データ解析など、さまざまな活用手法が講じられています。

本市ではDXを推進し、円滑な交通・移動の実現や適正な防災情報の提供、エネルギーの最適化など、都市のスマート化を図り、質の高い暮らしを目指します。

3)市街化調整区域の特性を活かした都市づくり

市街化調整区域では、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、農地の保全を基本とした土地利用としつつ、幹線道路の沿道など交通条件の良い地域では、適切な土地利用の実現とともに、円滑な交通環境の確保や周辺の営農環境との調和、良好な景観の確保などの観点から新たな立地に対しては慎重に対応をしていきます。

4)稼げる都市づくりの推進

本市においても、良好な環境や地域の価値の維持・向上のため、民間のノウハウを活用したエリアマネジメントによる公共空間の利活用など、新たな財源を創出する「稼げるまちづくり」への取組を目指していきます。

3.都市づくり方針の推進プログラム

都市計画マスタープランに位置づけた土地利用や都市施設等の方針を実現していくため、市民

と行政の適切な役割分担と連携を図りながら、以下のような推進プログラムのもとに、個別・具体的な計画づくりに取り組みます。

【プログラム推進に向けた行政の役割】

- ・都市計画マスタープランに基づき、施策・事業を推進するため、市民への情報提供と共有化を図ります。
- ・計画・事業については、市民参画の促進と市民意見の聴取・反映を行います。
- ・施策・事業については、推進プログラム等に基づき、計画的な実施に努めるとともに、PDCA サイクル(「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」)により、施策や事業の有効性、効率性を高め、効果的なまちづくりに取り組みます。

【プログラム推進に向けた市民等(市民、市民活動団体、事業者)の役割】

- ・市民活動団体や事業者は、地域の一員として、施策・事業の取組について意見を出し合うなど、積極的に参加・協力します。
- ・市民等(市民、市民活動団体、事業者)は、都市計画マスタープランに基づき、適正な建築活動をはじめ、狭あい道路の解消、身近な公園の管理、緑化の推進や美化活動など、地域環境の向上に配慮しながら、自らできることに主体的に取り組めます。
- ・都市計画マスタープランの施策・事業と整合した地域のまちづくり活動に取り組めます。

■推進プログラムと市民等の役割

	短期（概ね 5 年以内）	中期（概ね 10 年以内）	長期（概ね 10 年以降）	市民・市の協働の取組
土地利用	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し 市街化調整区域：農林業的土地利用と調和した幹線道路沿道等の活用	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し	市街化区域：用途地域・地区計画の適切な見直し	- 市は土地利用計画に基づき、適正な建築活動等を行う。 - 市は民間企業等と連携し、沿道土地利用の適正な規制・誘導を図る。
道路・交通	（都）信達橋井線の改良（旧 26〜りんくう）・（都）砂川樫井線の新設（和泉砂川駅〜一丘団地）の早期完成 岡田浦駅周辺整備（駅前広場等や生活道路等の安全確保） 地域公共交通計画の策定 鉄道駅周辺におけるウォーカブルなまちづくり（居心地が良く、歩きたくなるようなまちなかの創出）の促進	バス交通等の維持・向上		- 用地確保等に理解を求め、共に協力し整備を進める。市民等は道路美化等に参加し、共に快適な道路空間の確保に努める。 - 駅前広場等の交通結節点や生活道路の安全確保について、共に検討し整備を進める。 - 事業者は利便性を確保し、市民が利用しやすいバス交通を確保する。 - 事業者等と連携して魅力ある歩行空間を確保し拠点の賑いを創出する
公園・緑地	みどりの基本計画の改定	都市公園の適正な配置と維持管理		緑地の保全や緑化の推進に関する計画づくりや、都市公園等について市民等と共に適切な管理を行う。
下水道・河川	下水道施設（雨水・汚水）の整備、治水・河川環境の維持・向上			- 市は公共下水道整備を推進し水洗化に取り組む。 - 水路や河川の清掃活動を共に行う。
その他公共施設	公共施設関連計画の改定・更新	公共施設の最適化の推進		- 市は計画づくりに意見を反映する。 - 施設在り方を共に検討する。
都市防災	防災指針の作成（立地適正化計画）	防災・減災の取組		- 共に防災まちづくりを計画的に進める。 - 地域防災組織等で話し合い、避難や防災に取り組む。
市街地・住宅地	立地適正化計画（誘導区域・誘導施設等）の策定 空家の適切な管理促進と活用	届出制度の運用等		- 市は誘導区域・誘導施設等について意見を聴取・反映する。 - 市は権利者等に対して、空き家の管理について啓発する。 - 関係団体が連携し空き家の活用を促進する。
地域環境	観光レクリエーション機能の維持・向上と観光レクリエーション資源を活かした交流人口の拡大			- 地域の魅力づくりに共に取り組む。 - 市はバスや自転車等によるネットワーク化を検討する。
都市景観	景観計画の策定と景観条例の制定	景観条例の運用		- 市民等の意見を反映し景観計画、景観基準を作成する。 - 景観基準を基に規制・誘導を図る。
市民協働まちづくり	都市づくり・地域づくりに関する情報提供・意見の反映 「新たな公共」への支援等による協働・連携の推進			- 市は情報を提供し意見を反映する。 - 市民等はまちを知り参画する。 - 公民が連携しまちづくりに取り組む。 - 市は民間の活動を支援する。

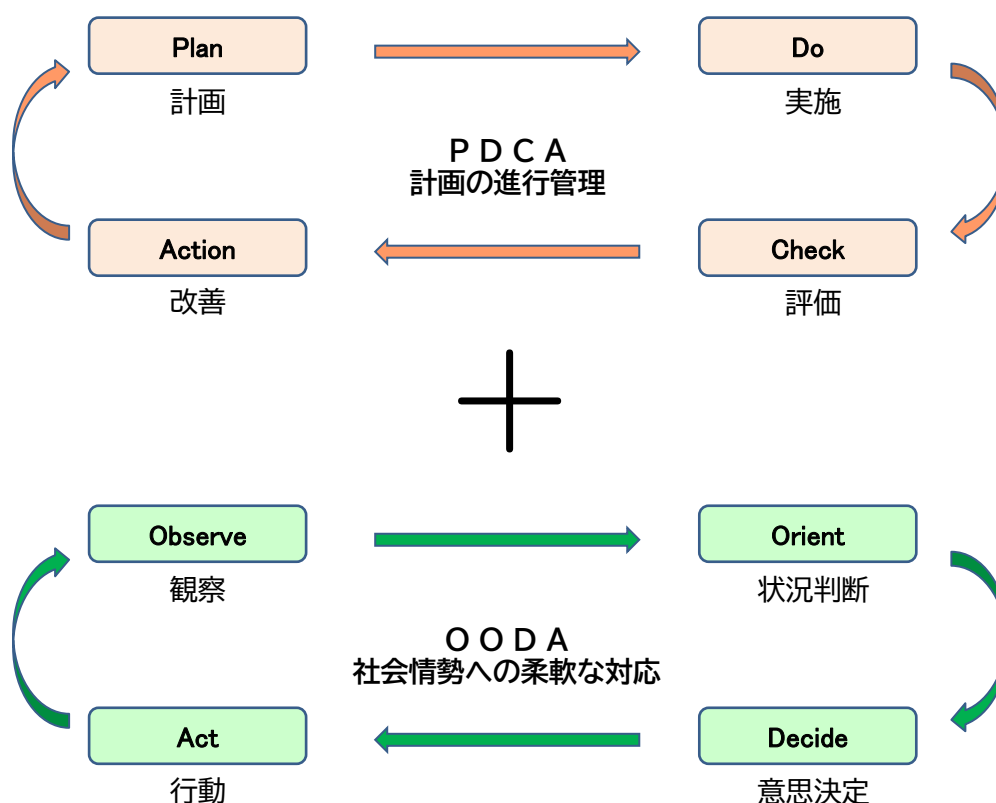
4.都市計画マスタープランの進行管理と柔軟な見直し

まちづくりにおいては、日々変化するまちの状況をはじめ、新型コロナやIT技術の進展、激甚災害対応など新たな対応が必要となることがあります。その変化に的確に対応するため、計画を踏まえつつ、状況に合わせて、柔軟かつ迅速に対応することも必要です。

このため、概ね5年後を区切りに、PDCA ループによる進行管理と、OODA ループによる評価も取り入れながら、柔軟かつ計画的にまちづくりを展開していきます。

なお、都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を展望しつつ、令和 16(2034)年度までの 10 年間の計画ですが、PDCA ループの進行管理と OODA ループによる評価を踏まえ、必要に応じて、都市計画マスタープランを適切に見直し、より望ましい姿へと進化させていくものとしします。

※OODA(ウーダ)ループ:観察(Observe)、情勢判断(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Act)の 4 段階をループする考え方。現状を観察し、確認できた情勢から予測や判断を行い、素早く決断、実行へと行動する理論。PDCA サイクルが「計画」を重要視するのに対して、OODA ループは、「情勢判断」を重要視するため、臨機応変な対応が可能という特徴がある。



PDCA ループと OODA ループによる進行管理